

1 支え合いの推進とコミュニティーソーシャルワーク機能の強化

【取組みの方向性】

（１）コミュニティーソーシャルワーカーの強化による地域づくり

○コミュニティーソーシャルワーク機能は、高齢者や障害者，子ども等の多分野にわたる支援を必要とする人の発見や見守り，問題解決に向けた調査や診断を行い，活用できる福祉サービスや専門相談機関へのつなぎを行います。

○コミュニティーソーシャルワーカーは，高齢者，障害者，子ども等の多分野にわたる支援を必要とする人への見守りやニーズの早期発見に向けて取り組み，専門相談機関へつなぎます。

○地域の実態把握に努め，生活環境の改善やニーズの早期発見に向けて取り組み地域住民の組織化等の「地域支援」を統合的に展開し，地域づくりや必要な資源開発を行います。

○高齢者，障害者，子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対し，民生委員・児童委員，健康づくり推進員，青少年相談員等の関係機関と連携して支援を行います。

○コミュニティエリアの20地区を基礎単位として，町会・自治会や民生委員・児童委員，支えあい推進員，地域づくり推進員などと連携を高め，これまで以上にきめ細やかな相談支援や地域づくりを行い，コミュニティーソーシャルワーク機能の強化を推進していきます。

（２）地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成

○町会・自治会等による地域の支え合い活動を支援し，ボランティアやNPO法人等による「目的型」の支え合い活動を発掘・育成します。

○居場所づくりやサロン活動等についての情報発信，立ち上げ支援，各活動のネットワーク化などを進め，自主的な支え合い活動の裾野を拡げます。

○地域住民が、これまでの経験を活かして新たな担い手として地域活動に参画できる仕組みづくりや関心を高めるための情報発信を進めます。

（３）地域いきいきセンター等を活用したコミュニティの拠点づくり

○地域いきいきセンターは、福祉総合相談やボランティア育成、地域組織との連携や活動支援などにより、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

○ふるさと協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域団体や支えあい推進員、地域づくり推進員などと連携し、コミュニティソーシャルワーク機能を身近な地域で発揮するため、地域いきいきセンターの増設を行います。

２ 包括的な相談支援体制の構築

【取組みの方向性】

（１）総合相談窓口の強化

○市は、きめ細やかな支援や継続的な支援が適切に行われるよう、地域包括支援センターや地域生活支援拠点、子育て世代包括支援センター等の総合的な相談窓口の充実を図ります。

○市は、各相談機関の連携や研修等による後方支援体制の充実を図ります。

○市は、地域の専門相談機関のサポート体制を強化し、サービスの質の向上を図ります。

（２）身近な地域の相談先の充実

○身近な地域の相談先としては、民生委員・児童委員、健康づくり推進員、青少年相談員などが考えられます。市及び社会福祉協議会は、地域いきいきセンター等を増設し、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域の相談先を担う制度ボランティアを支援してまいります。

○地域の相談先では、支援を必要とする人の相談を包括的に受けとめ、その場で解決できない問題は、市の関係各課や地域包括支援センター等の専門相談機関につなげます。

○市は、身近な地域の相談先を市民等に積極的に周知し、関係機関のネットワークを強化することで、相談者が専門相談機関に出向かなくても、身近な地域の相談先で簡単な相談ができる体制の整備について検討していきます。

（３）包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携強化

○高齢者分野では、地域ケア会議や地域包括ネットワーク会議等を通じた関係機関・団体等との連携を推進していきます。

○障害者分野でも地域生活支援拠点の整備を進め、関係事業者や医療機関等と連携体制を構築し、都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」の整備を進めます。

○子ども分野では、妊娠・子育て中のかたには、「妊娠子育て相談センター」や「子育て支援アドバイザー」の設置・充実により、地域や関係機関と連携した支援を行います。また、虐待等を受けている子どもたちに対しては、「要保護児童対策地域協議会」のネットワークにより、関係機関と連携した支援を行います。

○各分野のネットワークを母体としつつ、地域共生社会の実現に向けた相談体制のネットワークの構築を推進するため、部局を超えた市役所内関係各課及び社会福祉協議会とで構成する「地域共生社会の実現に向けた連携会議」を設置し、地域課題の共有や共通課題の調整・対応を行い、分野横断的なネットワーク構築に向けての全体調整を行います。

○既存の組織で対応が困難な制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える相談者等に対する関係各課、関係機関によるアプローチをコーディネートするため、社会福祉協議会や地域いきいきセンター等に「（仮称）相談支援包括化推進員」の配置を検討します。

○（仮称）相談支援包括化推進員は、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題に対し、関係機関と連携を図り、必要に応じケース検討会議等を開催し、課題解決に向けた全体調整を行います。